

静岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第40号

静岡県営住宅条例の一部を改正する条例

静岡県営住宅条例（昭和36年静岡県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の資格)</p> <p>第4条 県営住宅の入居者となることができる者は、<u>法第23条各号及び第24条第2項の条件を具備するほか、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）がある者とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、法第23条各号及び第24条第2項の条件を具備するほか、次の各号のいずれかに該当する者は、県営住宅の入居者となることができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p> <p>(1) <u>60歳以上の者</u></p>	<p>(入居者の資格等)</p> <p>第4条 県営住宅の入居者となることができる者は、<u>次に掲げる条件を具備する者とする。</u></p> <p>(1) <u>法第23条各号及び第24条第2項の条件を具備する者であること。</u></p> <p>(2) <u>同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は知事が特別の事情があると認めた者であること。</u></p> <p>(3) <u>次のいずれにも該当しない者であること。</u></p> <p><u>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p><u>イ 県営住宅の家賃、損害賠償金等が未納である者（知事が特別の事情があると認めた者を除く。第33条第1項において同じ。）</u></p>

- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していな

い者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(9) 前各号に掲げる者のほか、県営住宅に入居しようとする者の心身の状況、地域の住宅事情その他の事情を勘案し、知事が特に認める者

3 知事は、第5条に規定する入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 知事は、第5条に規定する入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町に意見を求めることができる。

5 第2項の規定により入居者となることができる者が入居する住戸の床面積の合計（共同住宅においては共用部分の床面積を除く。）は、55平方メートル以下とする。ただし、地域の住宅事情その他の事情を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

第4条の2 前条の規定にかかわらず、県営住宅に入居しようとする者又はその者が県営住宅で同居しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該入居しようとする者は、当該県営住宅の入居者となることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関

2 単身で入居する者が入居する住戸の床面積の合計（共同住宅においては共用部分の床面積を除く。）は、55平方メートル以下とする。ただし、地域の住宅事情その他の事情を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

第4条の2 削除

する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 県営住宅の家賃、損害賠償金等が未納である者（知事が特別の事情があると認めた者を除く。第33条第1項において同じ。）

第4条の3 法第23条第1号イの条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県営住宅に入居しようとする者又はその者が県営住宅で同居しようとする者に次の各号のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 第4条第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2)～(4) (略)

(入居の手続)

第9条 県営住宅の入居者は、前条の県営住宅入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次の各号に掲げる者のいずれかが連帯保証人として連署した請書を知事に提出すると

第4条の3 法第23条第1号イの条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 県営住宅に入居しようとする者又はその者が県営住宅で同居しようとする者に次の各号のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2)～(4) (略)

(入居の手続)

第9条 県営住宅の入居者は、知事が定める日までに、請書を知事に提出するとともに、家賃の3か月分に相当する敷金を納入しなければならない。

ともに、家賃の3か月分に相当する敷金を納入しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めた者については、請書の連帯保証人の連署は必要としない。

(1) 独立の生計を営み、かつ、弁済をする資力を有する者で次に掲げるもの

ア 県内に居住し、又は勤務する者で知事が適当と認めるもの

イ 入居者の親族である者で知事が適当と認めるもの

(2) 法人であって知事が適当と認めるもの

2 知事は、県営住宅の入居者がやむを得ない事情により前項に規定する期間内に請書又は敷金を提出し、又は納入することができないときは、その期間を延長することができる。

3 知事は、県営住宅の入居者が第1項に規定する期間内若しくは前項の規定により延長した期間内に請書若しくは敷金を提出し、若しくは納入しないとき、又は入居可能日から15日以内に正当な理由によらないで入居しないときは、入居の決定を取り消すことができる。

(高額所得者に対する措置等)

第16条 (略)

2 (略)

3 法第29条第7項の条例で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) (略)

(家賃の特例)

第19条 法第43条第1項又は法第44条第4項の規定による家賃の減額は、令第11条の規定により行うものとする。

(管理の特例)

第37条 (略)

2 前項の規定により、静岡県住宅供給公社又は市町が県営住宅及び共同施設の管理を行う

2 知事は、県営住宅の入居者がやむを得ない事情により前項に規定する期限内に請書又は敷金を提出し、又は納入することができないときは、その期限を延長することができる。

3 知事は、県営住宅の入居者が第1項に規定する期限内若しくは前項の規定により延長した期限内に請書若しくは敷金を提出し、若しくは納入しないとき、又は入居可能日から15日以内に正当な理由によらないで入居しないときは、入居の決定を取り消すことができる。

(高額所得者に対する措置等)

第16条 (略)

2 (略)

3 法第29条第8項の条例で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) (略)

(家賃の特例)

第19条 法第43条第1項又は法第44条第4項の規定による家賃の減額は、令第12条の規定により行うものとする。

(管理の特例)

第37条 (略)

2 前項の規定により、静岡県住宅供給公社又は市町が県営住宅及び共同施設の管理を行う

場合において県に代わって行うことができる
権限は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第9条第1項本文の規定により請書を受け付け、又は同条第3項の規定により入居の決定を取り消すこと。

(6)～(ii) (略)

3 第1項の規定により静岡県住宅供給公社又は市町が県営住宅及び共同施設の管理を行う場合における第2章及び前章の規定の適用については、第4条第3項及び第4項、第5条、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条第1項本文及び第3項、第9条の2、第9条の3、第11条第1項、第13条ただし書、第16条第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第1項、第33条第2項並びに第35条第1項の規定中「知事」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長」と、第6条の規定中「知事は」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長は」と、第22条の2第1項の規定中「知事」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長」と、「認める」とあるのは「知事が認める」と、「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ知事が定める」と、「定めて」とあるのは「明渡期日として」と、第22条の2第3項から第5項までの規定中「知事」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長」と読み替えるものとする。

(警察本部長からの意見聴取等)

第39条 知事は、第4条の2第1号、第9条の2第1号、第9条の3第1号及び第20条の2の規定を適用するため必要があると認めるときは、警察本部長の意見を聴くことができる。

2・3 (略)

場合において県に代わって行うことができる
権限は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第9条第1項の規定により請書を受け付け、又は同条第3項の規定により入居の決定を取り消すこと。

(6)～(ii) (略)

3 第1項の規定により静岡県住宅供給公社又は市町が県営住宅及び共同施設の管理を行う場合における第2章及び前章の規定の適用については、第5条、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条第1項及び第3項、第9条の2、第9条の3、第11条第1項、第13条ただし書、第16条第1項及び第2項、第20条第2項、第21条第1項、第33条第2項並びに第35条第1項の規定中「知事」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長」と、第6条の規定中「知事は」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長は」と、第22条の2第1項の規定中「知事」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長」と、「認める」とあるのは「知事が認める」と、「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ知事が定める」と、「定めて」とあるのは「明渡期日として」と、第22条の2第3項から第5項までの規定中「知事」とあるのは「静岡県住宅供給公社の理事長又は市町の長」と読み替えるものとする。

(警察本部長からの意見聴取等)

第39条 知事は、第4条第1項第3号ア、第9条の2第1号、第9条の3第1号及び第20条の2の規定を適用するため必要があると認めるときは、警察本部長の意見を聴くことができる。

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条第3項及び第19条の改正は、公布の日から施行する。